

# フロン使用空調機等管理者の 点検管理義務について (フロン排出抑制法の概要)

大阪府循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

(法改正の背景)

- ❧ 経済産業省の調査で、冷凍冷蔵機器や空調機器の設備不良や経年劣化等により、これまでの想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明
- ❧ 使用中の機器からのフロン類の漏洩対策が必要

# 所有者にとっての規制強化ポイント

- ① 全ての業務用機器に、簡易点検・記録簿の記載  
(3ヶ月毎)が義務付け
- ② 圧縮機が7.5kW(10馬力)以上の機器は、専門家の定期点検(1年又は3年に1回以上)が必要
- ③ 業務用機器へのフロン類の充填は修理後
- ④ 会社全体の算定漏えい量が、1,000 CO<sub>2</sub>-t 以上の場合は、国に報告が必要

まずは、業務用冷蔵冷凍機・業務用エアコンの

所在

冷媒の種類

圧縮機能力

を把握

# 業務用冷凍冷蔵機器・空調機器

## 見分け方

家電製品（家庭用）は対象外

パッケージエアコン（第一種特定製品）  
型式：ABC0000ACD

電源 3φ 200V

圧縮機出力 15kW

冷媒 R410 9.0Kg

冷房能力 45.0kW

株式会社〇〇電器

連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

「第一種特定製品」や  
「フロン回収・破壊法  
対象製品」

と表示があれば、**業務用**です。  
(注)平成14年以前の機器には、  
これらの表示がない場合があります。

わからないときは、販売店又はメーカーに問い合わせ  
(メーカー出荷段階で、業務用かどうかが決まっています。)

# ① 簡易点検

## 🌀 簡易点検の内容

対象機器	点検内容	点検頻度
<b>全ての第一</b> 種特定製品 (業務用冷凍 冷蔵機器 ・空調機器)	<b>目視等による</b> 製品から の異音、外観の損傷等 の冷媒として充填されて いるフロン類の <b>漏えいの兆候の有無</b>	3ヶ月に 1回以上

所有者の皆さんが行う、**目視による**点検です。

# ① 簡易点検の項目

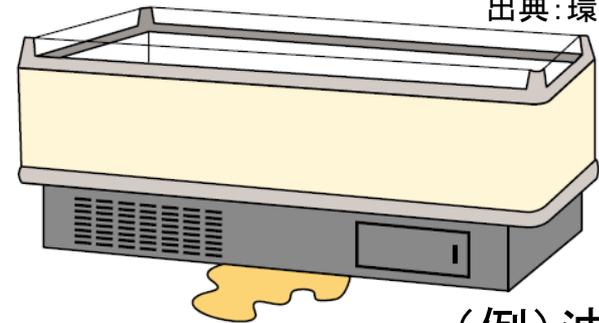
普段と違う音はしていないか

故障の前兆かも

外観の損傷、摩耗、腐食  
及びさびその他の劣化  
(一見して壊れていないか)

腐食が進行すると  
フロン類が漏れるかも

油のにじみがないか



出典:環境省WEBページ

(例)油のにじみ

普段霜が付かない場所  
(熱交換器)に  
霜がついていないか

配管に穴があいて、  
フロン類が漏れるかも

フロン類が少なくなると、  
圧縮機が過回転し霜が付きま

## ② 大型機器の定期点検

### 点検内容

フロン検知器を使った検査や計器の指示値を確認する方法で、フロン類の漏えいを検査

対象機器機種	圧縮機の定格出力	点検頻度
エアコン	<u>7.5kW</u> (10馬力) ～50kW (約66馬力)	3年に1回以上
	50kW (約66馬力)以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵庫	<u>7.5kW</u> (10馬力)以上	1年に1回以上

誰に頼めばよいの？

⇒冷媒フロン類や機器の構造について、十分な知見を有する者(冷媒フロン類取扱技術者等)に頼みましょう。

### ③ フロン類の充填は漏えい箇所の修理後

☞ 漏えい箇所の修理をせずに充填すると、フロン類が再び漏れます。

→ 罰則規定(50万円以下の罰金)あり

- ☞ 「現にフロン類が漏れていないか」、充填業者が検査した内容の報告を受けましょう。
- ☞ 充填も回収も知事登録業者に委託すること

☞ 充填・回収してもらったら、

充填・回収証明書を受け取り、充填量、回収量等を記録簿に記載すること

# ④ 算定漏えい量の把握

フロン類算定漏えい量 (CO<sub>2</sub>-t)

$$= (\text{充填量 (kg)} - \text{機器整備時の回収量 (kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

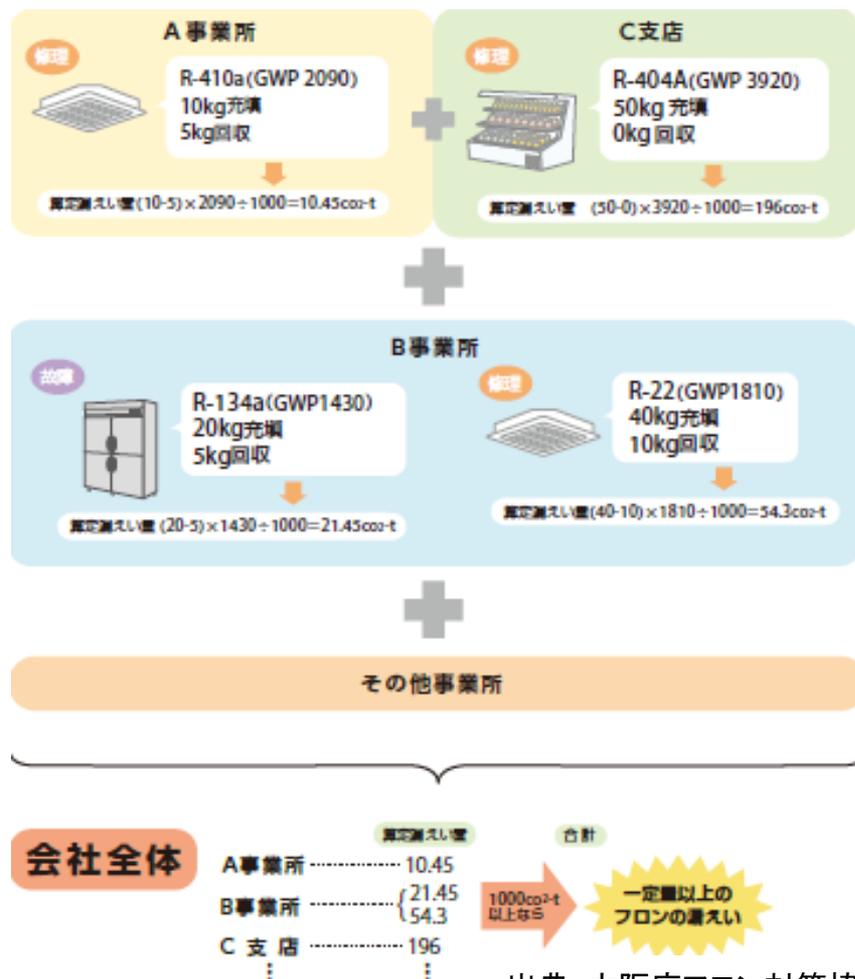
出典: 環境省WEBページ

毎年度、会社全体の  
フロン類の算定漏えい量  
を把握しましょう！

<算定漏えい量を足し算>

A事業所  
+  
B事業所  
+  
C支店

全事業所分を  
足し合わせ



1,000 CO<sub>2</sub>-tを超えたら国に報告